

# 町内会活動を支える

# 町内会活動傷害共済制度 (スポーツ安全保険)のご案内



『町内会活動傷害共済制度』は町内会活動中に事故に遭われた際のケガ等に対して、保険金をお支払いする補償制度です。岡山市連合町内会に加入する学区・地区連合町内会に属する町内会役員等の皆様に本制度へ加入いただけます。

(※)本共済制度は『スポーツ安全保険(A2プラン)』を活用しております。スポーツ安全保険につきましては『スポーツ安全保険のあらまし』をご覧ください。

## ① 補償の内容

町内会活動傷害共済制度は町内会活動中または町内会活動への往復中に発生した下記事故を補償します。

### 傷害

急激で偶然な外来の事故により被った傷害(熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も対象)による死亡、後遺症、入院、手術、通院を補償

階段から転倒      歩行中に車と衝突

### 賠償責任

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

団体活動中に、一時的に借用した施設の窓ガラスを割ってしまった

### 突然死葬祭費用

突然死(急性心不全、脳内出血等による死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

活動中に急性心不全を発症し、死亡したことによる葬祭費用

### 補償対象となる事故の範囲

日本国内での次の事故が対象

| 町内会活動中   | 町内会活動への往復中  |
|--|---|
| 被保険者の所属する「団体の管理下」における町内会活動中の事故                       | 所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故                 |
| ※団体の管理下とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従って団体活動を行っている間をいいます。 | ※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。但し、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。 |

### 補償対象とならない例

- 被保険者が所属していない他の町内会活動に個人的に参加した場合
- 個人的な活動を兼ねて、町内会活動の下見に行く場合
- 被保険者の故意によるもの
- 町内会活動中以外で発生した事故

その他、詳細は「スポーツ安全保険のあらまし」をご参照下さい。

## ② 掛金・補償額

**注意** 中途でご加入を解約されても保険料の返戻はございませんので予めご了承ください。

| 加入対象者                            | 補償対象となる町内会活動   | 年間掛金<br>(1名) | 傷害保険金額     |              |                 |               | 賠償責任<br>支払限度額<br>(免責金額なし)                       | 突然死葬祭<br>費用保険金<br>支払限度額                       |
|----------------------------------|--|--------------|------------|--------------|-----------------|---------------|---|---|
|                                  |  |              | 死亡<br>後遺障害 | 後遺障害<br>追加支払 | 入院※2<br>(1日につき) | 通院<br>(1日につき) |   |   |
| 高校生以上<br><br>65歳以上の方も<br>加入できます。 | 文化・ボランティア・地域活動、<br>団体の送迎、応援、準備、片付け<br>※ボランティア、地域活動中であっても、<br>スポーツ活動(ダンス・踊りを含む)を<br>行う場合には補償の対象となりませんの<br>でご注意ください。<br><br>※団体の送迎の際、自動車事故によって<br>賠償責任を負った場合、賠償責任保険は<br>補償の対象となりません。 | 800円         | 2000万円     | 0.5倍※1       | 4000円           | 1500円         | 身体・財物賠償<br>合算 1事故 5億円<br><br>但し、身体賠償は<br>1人 1億円 | 突然死<br>(急性心不全<br>脳内出血など)<br><br>葬祭費用<br>180万円 |

※1 後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の日からその日を含めて180日を経過し、かつ生存されている場合で、約款に定める第1級に該当する後遺障害が生じた場合は、すでにお支払いした後遺障害保険金の額の50%に相当する額を追加してお支払いします。  
 ※2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

### ③ 補償期間

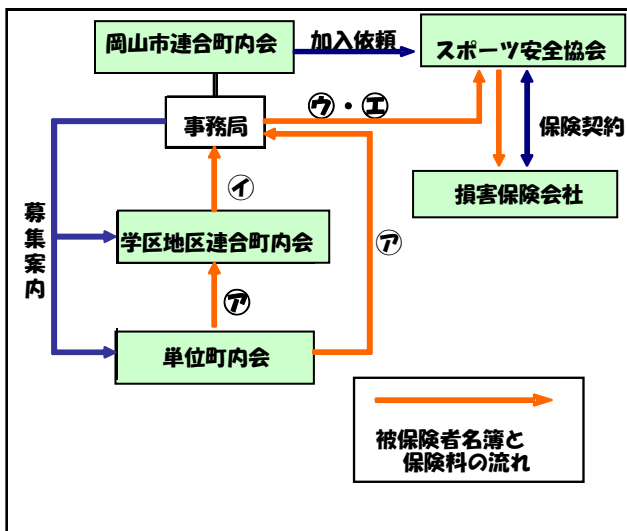
令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで

ただし、下表通り、補償開始日が4月1日にならなかった場合でも、補償の終期は令和8年3月31日午後12時までとなります。※補償期間の長短にかかわらず保険料は800円です。

### ④ 補償開始日

下表の通り、補償開始日は岡山市連合町内会へ加入手続を行っていただく締切日によって異なりますのでご注意ください。

| 岡山市連合町内会への加入手続締切日 | 補償開始日     | 保険期間・補償期間                      |
|-------------------|-----------|--------------------------------|
| 令和7年3月24日         | 令和7年4月 1日 | 令和7年4月 1日午前0時～令和8年3月31日午後12時まで |
| 令和7年4月 7日         | 令和7年4月14日 | 令和7年4月14日午前0時～令和8年3月31日午後12時まで |
| 令和7年4月21日         | 令和7年5月 1日 | 令和7年5月 1日午前0時～令和8年3月31日午後12時まで |
| 令和7年5月24日         | 令和7年6月 1日 | 令和7年6月 1日午前0時～令和8年3月31日午後12時まで |
| 令和7年6月22日         | 令和7年6月30日 | 令和7年6月30日午前0時～令和8年3月31日午後12時まで |



⑦被保険者(保険の対象となる方・補償の対象となる方)を単位町内会で取りまとめていただき、学区地区連合町内会へ被保険者名簿と保険料をご提出いただくか、直接岡山市連合町内会事務局までご持参ください。  
(直接事務局へ振込を希望される方は、事務局へ連絡してください。郵便振込用紙を送付します)

①学区地区連合町内会は、各単位町内会から加入の届出があった場合は、被保険者名簿と保険料をとりまとめ、事務局へ提出してください。

②毎月の加入手続締切日までに到着した被保険者名簿と保険料を岡山市連合町内会 事務局からスポーツ安全協会へ提出・振込みを行います。

③加入手続が完了すれば、補償がスタートします。

### ⑤ 補償の失効

次の場合は、補償の効力が失われますので、ご注意ください。

- 加入者が他市町村に転居した場合
  - 掛金が未納の場合
  - 保険金支払事由に該当しない事故等で加入者(被保険者)が死亡した場合
- 等

### ⑥ 補償対象となる団体活動 \*

- 町内会が開催又は参加するボランティア等の地域活動
  - 総会、役員会等の会議や研修会
  - 町内の清掃・除排雪、防犯・防火パトロール、交通安全指導、資源回収等
  - 回覧板の回付
  - 活動の往復途上での事故については、自宅を出てから活動を終えて帰宅するまでの間が対象
- 等

### ⑦ 保険金が支払われない場合 \*

- 町内会や連合会の活動中以外の事故
  - 被保険者の故意又は重大な過失、法令違反による事故
  - 活動の往復途上での事故は、通常の移動経路を離れた場合については補償の対象外
  - むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
- 等

\*対象となる事故、支払われる保険金、保険金が支払われない主な場合については「令和7年度スポーツ安全保険のあらまし」をご確認ください。  
本共済制度は、(公財)スポーツ安全協会を契約者とした「スポーツ安全保険」のA2プランを活用しております。このプランはスポーツ安全保険(スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・突然死葬祭費用担保特約付帯通傷害保険、スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険)の概要についてご紹介したものです。ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。

詳細は保険約款及び特約書によりますが、ご不明な点等ございましたら(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険株式会社欄までお問い合わせください。  
<共同引受保険会社>あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 AIG損保 三井住友海上 東京海上日動火災保険株式会社を幹事会社として、上記損害保険会社8社との共同保険となっております。

<本共済制度加入手続きに関するお問い合わせ先>  
岡山市市民協働企画総務課内 岡山市連合町内会 TEL: 086-803-1063  
<事故が発生し保険金請求される場合の連絡先>  
東京海上日動火災保険(株) 中・四国スポーツ安全保険コーナー TEL: 0120-789-085  
<スポーツ安全保険の内容に関するお問い合わせ>  
(スポーツ安全協会) 岡山県支部 TEL: 086-201-3811  
(引受幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社(担当課) 公務第二部文教公務室 TEL: 0120-233-801